

平成31年第4回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成31年4月16日(火) 午後3時20分
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 議長 桑原 正彦 | | |
| 1番 倉増 知 | 2番 宮崎 春夫 | 3番 俵 薫 |
| 4番 伊藤 新司 | 5番 安部 好恵 | 6番 岸 英法 |
| 7番 村上 浩一 | 8番 石田 健治郎 | 10番 伊藤 美和子 |
| 11番 萬代 泰生 | 12番 井町 哲 | 13番 武藤 康志 |
| 14番 縄田 善博 | 15番 安富 法明 | 16番 伊藤 太一 |
| 17番 馬屋原 眞一 | 18番 桑原 正彦 | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 阿川 伸美 | 岩山 澄男 | 植山 淑子 |
| 大石 洋典 | 瀧山 勝弘 | 田口 幸雄 |
| 中野 修 | 松田 康浩 | 山縣 正明 |
| 山田 孝治 | | |
- 5 欠席農業委員
- | | |
|----------|-----------|
| 9番 櫛崎 宣明 | 19番 山本 正二 |
|----------|-----------|
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後3時20分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今から平成31年第4回総会を開会いたします。本日の出席委員は19名中、17名です。定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。本日、山本委員。榎崎委員。の方の欠席の旨通告がありましたのでご報告します。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事で、異議はありませんか。</p> <p>(「はい」の声) それでは1番、倉増委員。6番、岸委員。よろしくお願ひいたします。それでは議事に入ります。</p> <p>議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。番号1から2までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>議案に入る前に申し訳ありませんが、資料の修正をお願いします。修正は、議事目録8ページ。農地転用事業計画変更承認申請、番号1番の変更理由欄の3行目、平成31年3月31日までになっていますが、それが令和2年5月15日に修正をお願いします。それと番号2番、変更理由欄の3行目、ここが平成32年3月31日になっていますが、ここが令和2年3月31日に修正をお願いします。訂正し、お詫び申し上げます。</p> <p>2件朗読。</p> <p>1件目。公共事業用地の残地となり、農地を有効に活用するため、農地を交換するものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について、適正に耕作されています。農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。農地経営拡大のため、譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法</p>

	<p>第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、当番委員からの現地調査の結果の報告をお願いします。</p>
15番	<p>15番の安富です。4月の8日に桑原副会長、武藤委員と私と石田委員さんと安永事務局長と小幡さんとで見てまいりました。1番の件なのですが、先程説明がありましたように、●●、川のちょっと向こうくらいに公共用地の残地で私有地と交換したというふうな説明でありました。所有権は移転をするという事ですけれども、譲受人の耕作管理状況の確認をいたしました。特に問題はないという事です。</p>
議長	<p>2番。</p>
13番	<p>13番、武藤です。2番の場所なのですが、場所は●●●●●、●●●●●。●●から●●方面に進み、●●●●●の手前を左折しておよそ150mくらい入った所です。譲受人の●●さん宅は申請地に隣接しており、この農地を新たに取得し水稻を行う。現在、管理されている所を見せていただきましたが、きちんと管理されていますし、農機具も一通り取り揃えられており、許可して問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは地元委員さんの補足説明がありましたらお願いします。</p>
1番(推進委員)	<p>伊佐地区の阿川と申します。1番の議案ですが、当日私、私用で出席できませんでしたので14日の日曜日に確認にまいりました。先程言われました、安富委員さんの報告通り間違いないと確認しております。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。2番についてお願いします。</p>
19番(推進委員)	<p>秋芳町別府地区担当の松田でございます。申請者の方問題ないと思います。ご審議、よろしく申し上げます</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>

1 4 番	1 4 番、縄田ですけど、1 番の議案なんですけど譲受人が●●になっていますけど、農機具等耕作要件に所有して耕作されるという事ですけど、申請者の人と土地の耕作要件が満たされておるとい事はどのような状況で
議長	私も不思議に思って聞いてみたら、週に1 回くらい帰って耕作をされるという事です。
1 4 番	帰って。
議長	こちらに家があって、そこに農機具があって向こうからこっちに帰ってきて耕作をするという事です。他にございませんか。
1 7 番	今の公共用地の残地は農地になるんでしょうけど、一番最初に農地の使用か何かで市が買ったわけよね。誰かの土地を。その残地を譲り受けるんですか。
1 5 番	その後ろのバイパスですね。県道でしょう。だから県が買収してるんだと思う。それで残地が出たから、そこと交換したという事。
萬代委員	そこと交換。
1 5 番	残地が出たからって残地をそのまま持つとくわけではないよね。 (発言多数で聞き取り不能)
議長	用地の買収したんだけど、余ったと言ったらおかしいけど、提供した人が交換してくれという事で交換したと聞いておりますけど。
1 5 番	こちらは私有地。説明に来たのは建設課。本人は、申請者は来ていない。その申請者からいろいろ聞くわけにはいかなかったんですが、今ある、作っておられる所はそれなりに作っていた。基本的にはそういう事で建設課の方の説明が、私有地と交換してる。
1 7 番	あそこは埋め立てているよね。底地になってるわけですか、実際は。

15番	どうも固かったから。
17番	そうですか。
	(発言多数で聞き取り不能)
議長	いいでしょうか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	全員、賛成ですので議案第1号は原案の通り決定をしました。 次に議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から北へ850mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請人は市内に居住し農家を営む者です。申請地周辺は住環境に恵まれ、地域で集合住宅を求める要望が多くあり、アパート1棟を建設するものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。只今の説明に関連して、当番委員からの現地調査の結果の報告をお願いします。
15番	安富ですが、ここは説明があった通りなんです、●●●●●の道路隔てて西側辺り、アパートを1棟6戸と書いてあるんですが、駐車場が11台という事で、現地は耕作放棄地と言っていいのか分かりませんが、どちらかと言うと耕作放棄地をなくすといった感じで周囲も大体似たような感じの、自己保全という感じの状況で水路等、道路等も特に影響はないというような判断をしました。以上です。

議長	ありがとうございました。それでは地元委員さんの補足説明がありましたらお願いします。
2 2 番(推進委員)	地元委員の山縣です。今、安富委員さんが言われたように別段問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	ご苦労さまでした。それでは質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
1 4 番	1 4 番、縄田と申します。農地がいろいろ、資料 3 の図面を見るとアパートとかいっぱいありますけれど、先程、農地振興地域と都市計画地域とか工業地域とかありますよね。この地域は何地域になるんですか。 (発言多数で聞き取り不能)
事務局	今、縄田委員より問い合わせがありました農地区分につきましては、4 ページの表をご覧くださいますと農地区分が 3 と書いてあります。これが 3 種農地、農振法につきましては、またその項目の方を見ていただきますと、農用地外となっております。都市計画法の都、計、法と書いてありますが、これにつきましては第 1 種住居地域という区分となっております。この区分によって転用が可能かどうかという判断を行っております。以上です。
1 4 番	住宅地域とかは申請の許可というか、申請の審議をするのではなくて許可ではなかったかなと。勘違いかもしれないけれど。 (発言多数で聞き取り不能)
議長	よろしゅうございますか。それでは採決に入ります。議案第 2 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	全員、賛成ですので、議案第 2 号は原案の通り決定をし常設審議委員会に附します。 それでは続きまして議事順位第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案

<p>事務局</p>	<p>の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>先程の4条の件についてなんですけど、美祢市は市街化区域内には入ってないのでそのまま届出で、そのまま受理通知という事はありません。この都市計画区域は未線引の用途区域になります。都市計画区域と市街化区域は全く別物なので、この4条の申請は審議が必要になるという事です。先程の農地法のテキストの23ページに、市街化区域外と市街化区域内の申請の違いが書いてありますので、またご覧ください。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請地は、●●●●● ●●●●●から北西に2.7kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し、杉360本を植林するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。只今の説明に関連して、当番委員からの現地調査の結果の報告をお願いします。</p>
<p>13番</p>	<p>13番、武藤です。場所の方ですが、●●●●、●●●●近くの●●●●●を過ぎて、およそ160mくらい入った市道に接した所です。こちらの畑は植林した際に市道に接しているので維持管理が容易なため、杉を植林したいという事。周りもほぼ山林で特に問題はないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは地元委員さんの補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>11番(推進委員)</p>	<p>美東町赤郷推進委員の田口です。今、委員さんが言われた通り問題ないと思います。よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。それでは質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。ございますでしょうか。ご意見がないようでしたら、採決に移ります。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>挙手。</p>

議長	<p>全員、賛成ですので、議案第3号は原案の通り決定をし常設審議委員会の方へ附します。</p> <p>次に議事順位第4 議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。番号1から2までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●で、畑地としての耕作利用効率をあげるため、残土の盛土による畑地造成の事前報告書を平成30年5月16日付で受理しておりますが、予定より搬入土が少なく完了予定を令和2年5月15日までに延長したいという申請です。現在の進捗状況は30パーセントとの事です。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●で、田としての耕作管理が困難との理由で残土等の盛土による畑地造成の事前報告書を、平成25年3月18日付で受理しており、その後、4度期間延長の事業計画変更承認申請を承認しておりますが、予定より土砂の搬入が遅れており、完了予定を令和2年3月31日まで延長したいという申請です。現在の進捗状況は90パーセントとの事です。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。只今の説明に関連して、当番委員からの現地調査の結果の報告をお願いします。</p>
15番	<p>1番は行ってないと思うんですけど、行ってないですね。</p>
事務局	<p>1件目は、まだ初めての延長申請なので、現地確認は行っていません。この延長の申請については毎回現地調査には行っていなかったんですけど、今回の2番の件は5回目の延長という事で、現地を見に行きました。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
事務局	<p>期間の延長は特に現地調査は行かなくてもいいので。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
16番	<p>16番の伊藤ですが、記憶間違いではなければ、私が覗いた所じゃないですか。道路の側ではないですか。そして一軒家でしょう。</p>

	<p>多分あそこではないかと思う。今、何パーセントですか。</p>
17番	<p>30パーセント。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
議長	<p>1番につきましては、今、伊藤委員さんから話がありましたように、前の回の時に確認はしております。進捗状況は相変わらず泥が少ないという事で、埋め立てて別に影響がある場所ではありませんでしたから、ちゃんとした理由はここはありません。これで1番の方はこの前見たと言う事でご了承いただきたいと思います。2番についてお願いします。</p>
13番	<p>13番、武藤です。場所は●●●●●、●●●交差点手前の●●●●のガソリンスタンドの先の所から●●●●号線に面した形で、現在も埋め立て進行中で多少は新しい泥も入っているような感じでした。状況を見ると8割から9割方進んでいるなど感じて、ちょっとずつではありますが進んでいるような感じなので、申請を許可しても問題はないと考えています。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
3番	<p>3番の俵ですが、ちょっとよく覚えていないので、延長申請は何回でも出来たんですか。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
事務局	<p>県の方へ申し合わせをしているんですけど、県の方の回答でこの延長申請は特に回数制限はなく、何回でもいいという回答でした。</p>
議長	<p>そういう事ですので、よろしいでしょうか。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	<p>ありがとうございます。賛成多数。それでは、原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第5 議案第5号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。1から2までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●●から北西に3.8kmの位置にある農用地区域内農地です。植林をするための除外申請です。</p> <p>2件目。申請地は、●●●●●から南西に660mの位置にある農用地区域内農地です。太陽光発電設備を設置するための除外申請です。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、当番委員からの現地調査の結果の報告をお願いします。</p>
15番	<p>安富です。●●の●●という所なのですが、●●の交差点を右折しまして、●●の所から左折をしますと●●方面なのですが、大体2kmくらい行って、左に行った所だったと思いますが、面積は約887㎡で周囲はほぼ自己保全と言いますか、耕作放棄地です。この度、杉の植林というふうな感じで出ていたんですが、「くぬぎか何かにされた方がいいんじゃないですか。」というふうな話はしておきました。周囲に与える、水路とか、川が1本あるんですが、水路とか奥に農道とかも影響はないというような状況で問題ないかと思います</p>
13番	<p>13番、武藤です。2番の件ですが、場所は●●●●●です。●●●●●近くと言いますか、県道を挟んで向かい側の土地で、道路に面した農地なのですが、太陽光発電設備を作られるという申請になります。周りは休耕田になっているんですが、水回りが一番下の田で問題はないと思います。周りに水路等ありますが、こちらの審査内容に適合します。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元委員さんの補足説明がありましたらお願いします。</p>
12番(推進委員)	<p>中野ですが、安富委員の言われた通りであります。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>2番。</p>

10番(推進委員)	<p>地元推進委員の瀧山です。当日も立ち合いまして、近くに●●●●●●もあると言う事で、「太陽光による影響がありませんか。光が当たって」という話をしたところ、「山手の方にパネルが向くのでそういう影響はない。」と言う事で安心いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
議長	<p>ご意見がないようでございますので、採決に参ります。議案第5号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見として決定とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は協議結果を附して市長の方へ送付いたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回、全体で198筆でございます。全体面積が322,899.17㎡。貸し手が49名、受け手が19名でございます。内訳につきましては、4ページ以降でございます。1ページから6ページまでは、貸し手、受け手のお名前がございしますが、6ページ、広告番号でいきますと、9番になりますが、9番から16ページの45番まで機構の方に貸すようになっておりますが、この機構を通した後、農事組合法人 ●●●●●●の方に集積されます。16ページの46番になりますが、これも機構を通した後、新規就農者で梨の栽培をされる、●●●●●●さんに集積される予定でございます。農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件全てに法律的に耕作することが認められる。また、常時従事することが認められる事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第6号に対し原案の通り決定する事に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>

委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成ですので、原案の通り決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第7 報告第1号 水田造成事前報告についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 申請地は、●●●●● ●●●●●から北東に3.6kmの位置にある田です。排水が悪く耕作効率の向上のため造成するものです。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございました。只今の説明に関連して、当番委員からの現地調査の結果の報告をお願いします。
13番	13番、武藤です。場所は●●●●●、●●●●●号を●●方面へ向かい●●●●●からおよそ1km直進して、昔の県道に入っておよそ200m程行った道路下の農地になります。現地を調べてみたんですが、湿原で現在も水が溜まっているような状況でした。理由は、棚田みたいな所で上の田の法面から水が流入してくる事と、排水路の溝が詰まって排水路がうまく機能していないような感じでした。まずは、排水の整備をして様子を見てはどうかと提案しましたが、どうしても盛土をしたいという事で、盛土をしたからといって一番下の田で周辺の土地に影響はないものと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。只今の説明に関連して地元委員さんからの報告がありましたらお願いします。
4番(推進委員)	大田の岩山と申します。先程の農業委員さんの言われた通りで問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。只今の報告第1号につきまして発言のある方は挙手をお願いします。発言がないようでしたら、以上で報告第1号は終わります。議事順位第8 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。

	<p>申請地は、●●●●● ●●●●●から北西に1. 5 kmの位置にある第2種農地です。農道を設置するための届出です。 以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当番委員からの現地調査の結果の報告をお願いします。</p>
13番	<p>13番、武藤です。こちらの件は●●●●●さんの自宅に隣接する畑というか田んぼなんですけど、農機具倉庫に続く道がありますが、こちら道幅が狭いとかぎりぎりという感じで、危険をととても感じるという事で、新たに農道にする箇所なんですけど現在、畦でこちらを転用してもどこにも影響なく問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。委員さんがいらっしゃいますけど報告事項ですので、よろしいでしょうか。すみませんが、退席を願う所でしたけど、忘れておりました。報告事項ですのでそのまま続けます。只今の説明に関して地元委員さんからの報告がございましたらお願いします。</p>
5番(推進委員)	<p>推進委員の植山と申します。先程、武藤さんが言われた通り、何ら問題はございませんでした。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。只今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。(「はい」の声)特に発言がないようですので、以上で報告第2号は終わります。 それでは続きまして議事順位9 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを番号1から3までを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3件朗読。 1件目。●●●●● ●●●●●から南に3. 5 kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置するための届出です。 2件目。●●●●● ●●●●●から南東に2. 9 kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置するための届出です。 3件目。●●●●●から南に3. 4 kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置するための届出です。 以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。只今の説明に関連して当番委員からの現地調査の結果の報告をお願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございます。只今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。（「はい」の声）特に発言がないようですので、以上で報告第3号は終わります。</p> <p>それでは続きまして議事順位10 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを番号1から40までを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>40件朗読。</p> <p>1件目から37件目。農地中間管理機構に預けるための合意解約です。</p> <p>38件目。昭和31年9月10日に3条による賃借権が設定されたものです。農地法第3条農地所有権移転許可申請のために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>39件目。高齢のため、耕作管理が困難なため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>40件目。農地中間管理機構に預けるための合意解約です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。只今の説明に関連して地元委員さんからの報告がありましたらお願いします。</p> <p>39番についてはいかがですか。情報は全くないですか。</p> <p>（発言多数で聞き取り不能）</p>
議長	<p>事務局何か把握していますか。</p>
事務局	<p>こちらは次の耕作者は決まっています。</p>
議長	<p>わかりました。地元推進委員さんできれば次の耕作者の斡旋をよろしく願いいたします。他にないでしょうか。ないようでしたら、以上で報告第4号を終わります。</p> <p>それでは議事順位第11 報告第5号 農地転用現況証明についてを番号1から3までを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆。20年以上前より耕作放棄後、土地の賃借人が建物を建築し現在に至ります。</p> <p>2件目。申請が1筆。昭和54年頃に耕作放棄後、現在は宅地、建物敷地となっている状況でございます。</p> <p>3件目。申請が1筆。昭和26年頃に耕作放棄後、木小屋が建築され現在に至ります。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。只今の説明に関連して当番委員からの現地調査の結果の報告をお願いします。</p>
15番	<p>安富ですが、農地の転用現況証明という事なんです、先程講習を受けられたばかりなのに聞きにくい報告をと思うかもしれませんが、最初の●●●●の件ですが、今、こちらにはおられないようなんですが、●●の町の中です。旧道の。中ほどのこちら側から行くと右側に、20年以上前という事になっているんですが、本人がおられないのでいずれも代理の方ですから、よく分からない所があるんですが、要するに無断転用なんです、●●●●の土地を貸していた借地人が家を建てて現在に至って、空き家になって、耕作が出来るかと言うと写真がありますがどうする事もできないだろうという判断なんです、そういうところでございます。</p> <p>2番目も、似たようなものなんです、●●●のちょっと先の川の反対側で、これも今と同じ事なんです、ここも空き家になっております。昭和54年頃というのも定かではない、確認することができないんですが、申請人がそういうふうを書いておられたんですが、だからそうだろうと思うんですが、極端の話、公共工事の道路の残地の様な形になっているですけども、現状は家が建っているという事。何ともよく分かりませんが、2件ともこうなっています。</p>
13番	<p>13番、武藤です。3番の件ですが、●●の●●●●●のすぐ近くなんですけど、昭和初期に木小屋として使っていたんですが、本屋と接続されているような感じで、恐らくここがリフォームか何かされていて、その時に発覚したんじゃないかと思えます。これはもうしょうがないかと思えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。只今の説明に関連して地元委員さんからの報告がありましたらお願いします。</p>
1番(推進委員)	<p>推進委員の阿川と申します。先程、安富委員さんが言われた通り現地を見ました。委員さんの言われた通り、私もさっぱり分からない状態で現状のまま、写真を見ていただければわかりますけど、詳しい状況は分からない状況です。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>

議長	2 番。
1 番(推進委員)	2 番も同じ。
議長	3 番。
1 0 (推進委員)	推進委員の瀧山ですが、先程、武藤農業委員さんが申された事に相違ございません。ご審議をよろしく願いたします。
議長	<p>ありがとうございます。只今の報告第 5 号について、発言のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。特に発言がないようですので、以上で報告第 5 号は終わります。</p> <p>農業相談日の状況についてですが、農業相談はありませんでしたので、当番委員からの報告はありません。これで以上で議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。大変ご苦労さまでした。事務局、委員さんの方からご発言があれば願いたします。</p>
事務局	<p>それでは今後の日程についてお知らせをいたします。総会ですが 5 月 1 6 日木曜日、午後 2 時から行います。</p> <p>それでは総会を終了したいと思います。</p> <p>号令</p> <p>午後 4 時 1 5 分閉会。</p>

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成31年4月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

--	--

